

平成 年 月 日

保護者の皆様
各位家長

船橋市立 小（中）学校
校長

日本スポーツ振興センター給付金申請手続きについて
关于在日本体育振兴中心报销须知。

学校管理下における事故については、4月に加入しました日本スポーツ振興センターにより、医療費が給付されます。

凡从四月开始加入日本运动振兴中心者如有事故发生，可以支付医疗费。

1. 《医療等の状況》の用紙を手当てを受けた医療機関の窓口に提出し、記入してもらい、保健室まで提出して下さい。また接骨院の場合は《医療等の状況》の用紙が異なりますのでご確認ください。（欄 外の注1をご覧ください。） 1

从医疗机关取得《医疗费の状況》专门的表格，填好后提交到保健室，但不包括骨科。

2. 《調剤報酬明細書》は、薬が病院外で処方された場合に薬局にて記入してもらって下さい。
*1,2の用紙は月ごとに一枚必要です。治療が次の月にかかる場合はその旨をご連絡下さい。
また病院によっては、窓口に出してから作成まで何日かかかる場合があります。

在医院之外购买药时须请药店提供发票。

报销时《医疗费の状況》《調剤報酬明細書》須每月提交一次，到月底如需继续治疗可向日本体育振兴中心声明。

如在不同就诊报销时所需时间不同。

3. 《口座振込依頼書》は保護者が記入され、病院で記入してもらった用紙と一緒に保健室へ提出して下さい。

家長还须填写《口座振込依頼書》后，和医院填写的专门的表格一并提交到保健室。

（記入の際、なるべく口座名義人と依頼者（保護者）を同じにして下さい。）

填写时要把帐号姓名和申请人姓名一致。

お願い

書類の提出の際、紛失等の事故を防ぐため、お手数ですが、直接保護者の方が保健室へお届け下さいますようよろしくお願い致します。

为防止手续丢失，请家长亲自到保健室办理手续。

* 都合のつかない場合は保健室までご連絡下さい。

* 如有特殊情况请跟保健室联系。

★ 薬代も含めた治療費が1500円以上の場合に適応されます。

医药费，治疗费两项超过1500日元时方可报销。

（接骨院の場合は病院の診療と違う点がありますので、接骨院へご相談下さい。）

看骨科时要先与骨科医生咨询是否可在日本体育振兴中心报销费用。

★ 対象となる治療費は健康保険の範囲内に限ります。

治疗费的报销只限于健康保险范围之内。

★ 書類をいただいてから支給されるまで、数ヶ月かかります。支給されましたらお知らせ致します。

报销全过程需几个月的时间，付款前会提前通知。

★ 不明な点がありましたら、保健室までご連絡下さい。

如有不明之处请与保健室联系